

2006年3月 No. 458

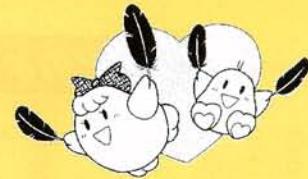
京都の福祉

発行 京都府社会福祉協議会

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375
TEL 075-252-6291 FAX 075-252-6310

発行人 大槻 明司

<http://www.kyoshakyo.or.jp>



主な記事

- 1面…もえくさ
- 2面…シリーズ生活福祉資金貸付制度VOL.3
- 4面…京都府母子家庭等自立支援センター
一年を振り返って
- 6面…NPO法人活動紹介 丹後福祉応援団



もえくさ

三月、学校は卒業、企業は異動や転勤など、別れの季節の印象が強い月ですが、空気が暖かく緩み、雪に覆われていた自然も人間も活動期を迎える月でもあります。

昔むかしは、三月が年の初まりで、二月が年末でした。暦を見ても二月が二十八日になつたり、二十九日になつたりして調整をするようになつてゐるのが、その名残です。

農耕を中心としていた古代の人々は、農作業を始める月を一年の初めとしていたのです。現在、私達が使用する暦の元を作つたのは、ジュリアス・シーザー（ユリウス・カエサル）です。三月から順に三十一、三十一、三十一…と交互に繰り返し、二月で調整をするように決めました。そして、自分の誕生月七月をユリウス（英語ではヨーロッパ）と名付けました。

その後、シーザーを暗殺して次の皇帝になったアウグスト（英語ではAUGUST+オーガスト）は自分の誕生日、八月が小の月であることを嫌つて、シーザーに合わせて、八月も大の月とし以後の順を変更したので、七月と八月は大の月が続いているのです。（現在は、閏年の計算方式を変更したクレ「ヨリウス暦が使用されています。）

学校の理科の時間には「氷が溶けたら水になる」と教わりますが、子ども達の心の世界では「氷が溶けたら春になる」です。

二ヶ月に一年の計を立てられなかつた方は、二〇〇〇年前の歴史と子どもの心に思いを馳せて、また、計は立てたが行方不明になつてしまつた方は、改めて気合を入れなおしてみてはいかがですか。何時も明日が人生最高の日になると希望を持つて。

(1) どのような制度なのか

高齢者が住まいを担保に生活資金を借り入れることができ、原則として三ヶ月に一度、資金が所定の口座に振り込まれます。そして借入者が亡くなられた後に連帯保証人や相続された方が売却して返済いただくことから、「リバースモーゲージ（逆抵当）」と言われています。借入は担保評価額の一定範囲内となりますが、貸付限度いっぱいまで借入れた後も、生涯にわたってそのまま居住を利用し続けることができるのが特徴の一つです。

周知の通り、日本の公的年金制度の改革や生活保護制度のあり方が議論されているなかで、この長期生活支援資金貸付制度は、高齢者のゆとりのある生活を支える積極的な側面がある一方、高齢期の所得保障の仕組みが不十分なため、不安な老後生活を余儀なくされていることに対する補完的措置としての側面もあります。一方では、福祉制度として位置づけられているにもかかわらず、自宅（資産）を持ついない低所得の高齢者はこの制度を利用する余地は全く考慮されていません。誰もが安心して老後生活を送るためには、根本的に「公的年金制度の充実」が不可欠です。

なお、この長期生活支援資金貸付制度は、京都府においては平成十七年一月三十一日よりスタートしています。一年を経過した現在まで、申込手続中を含む五十三件の相談があり、四世帯に対して貸付を決定・実行しています。

京都府社会福祉協議会と府内市区町村社会福祉協議会は、高齢者に対して自宅を担保に生活資金を貸付ける「長期生活支援資金貸付制度」（リバース・モーゲージ）の相談・申込を受け付けています。この長期生活支援資金貸付制度は、年金などの所得は少ないが、自宅を持っている高齢者が住みなれた住居で安心して暮らすことができる制度として注目されています。長期生活支援資金貸付制度について、(1)どのような制度なのか、(2)申込の条件・方法、(3)本制度の役割りと位置づけ、(4)本制度の今後の課題について解説します。また、制度利用者の声をご紹介します。

(自宅担保の生活資金融資)

長期生活支援資金貸付制度

わが家での老後の暮らしの安心を支援します。

(2) 申込の対象や条件・申込方法

主な申込条件は左記のとおりですが、他にも世帯状況や物件の状況に応じて貸付条件が変更されることがあります。借入申込み希望される方は、先ずお近くの市区町村社会福祉協議会までお問合せ、ご相談ください。

①貸付対象世帯・条件(主な例)

- (1) 単独所有または配偶者と共に共有している不動産（土地・家屋）に居住していること。（マンション不可）
- (2) 貸借権等の利用権や抵当権等の担保権が設定されていないこと。
- (3) 配偶者又は両親以外の同居人がいないこと。
- (4) 原則として、65歳以上であること。
- (5) 市町村民税非課税程度の低所得世帯であること。
- (6) 現住所に3年以上住んでいること。
- (7) 原則として、担保不動産（土地）が1,500万円以上の価値を有すること。
- (8) 心身の状況を問わず、平均余命の全期間中、本貸付金と年金収入により十分な暮らししができること。
- (9) 原則として、生活保護受給世帯でないこと。
- (10) 原則として、推定相続人がいる場合はその全員の同意があること。

②貸付内容

貸付限度額 (貸付上限額)	担保となる『土地』のみを評価対象とし、評価額の概ね70%相当額とします。 (例) 土地評価が2,000万円と鑑定された場合、1,400万円が貸付限度額です。
貸付月額	原則として、貸付月額の上限は申込世帯の生活保護基準の1.8倍以内を目安としたうえで、年金収入額等を差し引き、担保評価額を考慮して計算します。
送金方法	第1回送金は、登記が完了した後になります。以後、3ヶ月ごとに貸付金を交付します。
貸付期間	貸付元利金が、貸付限度額に達するまでの間が貸付期間となります。
貸付金利子	年3%または年度毎の4月1日時点の長期プライムレートのうち、低い利率です。 ※長期プライムレート：銀行が企業に対して1年を超える長期貸付（融資）するにあたって適用される一番優遇された金利（最優遇金利）のことです。
償還（ご返済）の方法	通常は、借入申込者の死亡により契約が終了し、一括返済（任意売却若しくは競売）していただこととなります。ただし、配偶者がいる場合は配慮できる場合があります。

【ケースの紹介】

『長期生活支援資金制度』の開始後に初めて貸付けたご夫婦の具体的な貸付事例を挙げ、この制度が高齢者世帯の生活にどのような形で関わり、役割を果たしているのかをお伝え致します。

二十四年来、K町にお住まいのAさん（七十九歳）、妻Bさん（八十九歳）ご夫婦。K町に移つて来られる前は寿司屋を経営されていました。

ご夫婦には、国民年金と僅かな貸しガレージの収入（併せて月額十二万円）しかなく、余裕のある生活を送ることができませんでした。

特に将来的に介護サービスが必要となつた場合の費用捻出の問題が悩みでした。この他にも、子どもがなく持ち家・財産の処分方法が定まっていないこと、ご自身の判断能力がなくなつてしまつたときの対応への不安、そして何よりも奥様思いのAさんは、自分が「くなつた後のBさんの生活を心配されています。このように、高齢夫婦世帯であるが故の不安を様々抱えながら生活をされていました。

そんな中、新聞で初めて不動産を担保に生じた。

貸付手続きをすすめるうちに、以前から、ご夫婦が不安を抱いていた将来の生活問題や財産問題も、一つずつ解消されていきました。例え



活資金の融資を受けられる「長期生活支援資金」があることを知り、長年住み慣れた家を手放しがたくないと考えていたご夫婦にとつては、まさに希望に沿う制度でした。その後、K町の社協が発行する「社協だより」に貸付制度の概要が掲載されたのをきっかけに、借入申込を行つた。Aさんが先に亡くなつたときは、妻のBさんは、本資金の貸付を受けながら住み続けることができるとの見通しがつきました。

現在、このご夫婦は借入希望金額であった毎月五万円の貸付を継続して受けています。そして、これとは別に七十万円の臨時増額費用として借入申込を行い、生前に夫婦の墓地を貸付金によって建立しました。今後二人は、長期生活支援資金をさらに活用して、身体が不自由になつた場合に備えて、バリアフリーの住宅の改修などをしていくたいと、老後の生活設計をしっかりと見据えて計画されています。

貸付決定後、ご夫婦に制度を利用しての感想をうかがうと「月額五万円と決して大きな貸付ではないので贅沢は出来ませんが、気分的に随分と余裕ができ、のんびりと生活出来るようになります。それが何よりも一番です」と嬉しいお話を聞くことができました。

(3) この制度の役割と位置づけ

長期生活支援資金貸付制度は、高齢者の金銭管理能力が問題となることが予想されます。さらに、高齢者は加齢と共に身体機能や生活状態は変化しやすく、たとえば介護の問題が生じたり、判断能力の低下によ

り、所得を補うこと第一義的な役割としています。

能や生活状態は変化しやすく、たとえば介護の問題が生じたり、判断能力の低下によ

る金銭管理能力が問題となることが予想され

れます。そして、高齢者自らがこのような事態にかかわっての「将来の不安」を訴え

ることができます。先に紹介したご夫婦のケー

スのように、借入申込世帯の経済面の支援のみならず、精神面での「将来の不安への備え」を支えることができる点で、老後を

な悩みや不安の声を聞き、相談に応じること

有意義で価値あるものとする制度の一つと

いえのではないでしょうか。

さるには、近年問題となつて

いるリフオ

ム詐欺や振り込め詐欺などの被害、防犯の問題、火災や地震などの災害時への対応を

ば、ご夫婦が共に死亡した後の財産処分は、連帯保証人（実弟）がこれを引受けることが決定しました。また、自身の判断能力に支障が生じたときは、成年後見制度の活用につなげることを検討されています。さらに、仮に将来、夫の

一年振り返って



京都府母子家庭等自立支援センター

一 はじめに

近年の離婚件数の増加に伴い、シングルペアレントが急増するなかで、就業による自立を支援するために設立された当センターは、求職相談と求人情報の提供を主な業務として、京都府内への巡回就労相談、就業支援センターは、平成十五年六月に開設され、今まで三年を経過しました。支援セミナーなどを実施しています。また

今年度は、厚生労働省の新規事業である、短期職業訓練受講を希望される方を対象にしての四日間のプレ職業訓練事業を実施しました。

二 求職登録・相談事業

求人情報等の提供

考えるとき、とりわけ高齢者は、「被害者」であったり「災害弱者」となりやすい状況にあります。このようなとき、高齢者の地域社会における孤立を防ぐことが重要で、地域住民や民生委員などの日常的な有形無形の見守り活動のほか、社会福祉協議会、福祉行政や社会福祉施設などの関係機関が協力をすすめながら、普段から「暮らしの安心」を守るネットワークを張り巡らせておくことが大切です。このことは、長期生活支援資金貸付制度が住み慣れた地域での

- ①上記のような長期生活支援資金貸付制度の役割・位置づけに即して制度内容を充実させるためにも、早急な事業の実施体制の補強とこれに伴う行政支援が不可欠であると言えます。
- ②長期生活支援資金貸付制度は法律的に専門的な内容が多く含まれており、高齢者に

登記手続や不動産評価に要する鑑定料など入申込のための準備や貸付審査にかかる時間が長期化する傾向にあります。さらには、登記手續や不動産評価に要する鑑定料など

生活を支え、地域福祉の視点で自立支援をめざす趣旨に適っているものと言えます。

(4) 本制度の今後の課題

の契約費用が高額となります。このような

利用をめぐる課題の改善をめざした検討が必要であります。

③これら本貸付制度の課題の改善に向けて、厚生労働省をはじめとする関係機関への働きかけをすすめます。

また、制度の運用にあたっても皆様のご意見を伺いながらできる限り利用しやすいように努めてまいります。ぜひ長期生活支援資金貸付制度に対する皆様のお気軽なご相談をお待ちしております。

登記される方々の需要に応えていく必要があります。したがって、当センターとの連携を担っていただいている機関や団体には、引き続き、継続的な情報提供・情報交換をお願いします。

登記される方々の需要に応えていく必要があります。したがって、当センターとの連携を担っていただいている機関や団体には、引き続き、継続的な情報提供・情報交換をお願いします。

就業支援セミナーでの様子



企業人からみた求められる人材などについて講義・演習を実施しました。

予定定員三十名の方に受講いただき、そのうちの十名が短期職業訓練に進まれています。

四 巡回就労相談の実施

今日は、パソコン等の技術を条件とする求人先も多く、多くの方がパソコン研修等の情報を希望されます。センターでは希望される方について、求人情報の提供とともに、無料あるいは低額のパソコン研修、ホームヘルパー研修の情報を提供しています。

また、過去にパソコン操作ができていたにもかかわらず、時間を経て忘れてしまつた方や研修を受講した後に操作する機会が少ないので、技能に自信をもてない方のために、予約制でパソコン操作のご相談も受けています。

休日、夜間の相談としては、毎月第一土曜日を休日相談日として十時から十六時三十分まで、第二火曜日を夜間相談日として、二十時三十分まで開設しています。

なお、今年度は、四月から十二月まで、性診断、模擬面接や、福祉の仕事の説明、

訓練では、職業訓練の概要、自己分析、適から、技能向上のための機会に恵まれにくい状況にあります。一方、求人側は、パソ

三 就業準備セミナー、ブレ職業訓練事業

センターでは、就業のための準備セミナーを実施しています。そのなかには、就業に向けての心得、模擬面接、就業における構えなどの講義があります。一緒に受講している方々の前で、現在の自分の課題、目標、予定などを一人ひとり報告いたしました。

セミナーでは、就業のための準備セミナーを実施しています。そのなかには、就業にかかる費用を明確に表現することの重要性を理解していただくことが目的です。今年度は、七月、十一月、三月に実施しました。

さらに今年度、九月に実施したブレ職業訓練では、職業訓練の概要、自己分析、適応性診断、模擬面接や、福祉の仕事の説明、

コン技術など高い技能を求めるようになります。

そのため就業に向けては、求人情報を提供するのみでなく、短期職業訓練受講を希望される方々へのブレ職業訓練や、パソコン研修の情報提供のほか、相談のなかでの心のケアも必要となっています。これらの課題への対応は、センターのみでできるわけではありません。したがって、関係機関の関連事業の情報を収集し、登録者に有用な情報を積極的に提供していかなければなりません。その意味でセンターでは、職業施設にあたっては、管内の市町村の広報誌などへの掲載をお願いするほか、事前に府保健所および各市の母子自立支援員の皆さんを訪問し、相談のなかで就業に関する希望を持つておられる方へ巡回相談実施の周知をお願いするなど、事業の広報に努めています。また今後一層、関係機関との連携を強めていくことが重要と考えています。

また、行政機関の求人も有用な情報となりますので、京都府、京都市及び各市町村各機関の非常勤職を含む求人情報の提供を期待しています。

京都府社会福祉協議会
京都府母子家庭等自立支援センター

電話 075-252-6010
〒604-0874
京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375
ハートピア京都地下1階



丹後福祉応援団

目指すは福祉のコンビニ

活動の紹介

NPO法人

理事長の三井健史さんは、十六年間勤めていた老人ホームを退職し、平成十三年九月にNPOを設立されました。今年でNPO設立からちょうど五年目を迎えられます。老人ホームでの経験やネットワークを活かして、地域の様々なニーズに応えるため、幅広い内容の活動を展開されています。設立当初から現在に至るまでの活動状況、また将来の事業展開等についてのお話を伺いました。

「丹後福祉応援団」 その名前の由来と事業へのこだわり

長年勤めていた施設を退職した後、外から施設を「応援」したい。また一つの町だけで活動を展開するのではなく、町を越え

元気な頃と同じように理美容サービスを利用させていただきたいとの意図から事業をスタート。二十七トラックの荷台を理美容室に改造した車二台は「ちょきぞう」と「ちょきこぞう」と名付けられました。現在では、京都府内だけでなく兵庫県にも広がり五市七町の老人ホームや福祉施設、病院などを定期的に巡回されています。利用者数も月に六百七十名。個々人の希望や要望を丁寧に記録した個人カルテも作成されています。介護が必要な方も安心して利用できるよう

と、六名いるスタッフの理美容師は介護支援専門員や介護福祉士やヘルパーの資格を持つています。「たかが散髪、されど散髪。最近では、毛染めやバーマを希望する方の比率も増えている」と三井理事長は話されます。



理事長・三井健史さん

た「丹後」の地域で活動を支援したい。そんな思いから、「丹後福祉応援団」と名付けられました。

まず、NPOとして最初に取り組んだ活動は「移動福祉理美容車事業」でした。何らかの障害があって、一般の理美容室に行くことのできない在宅の寝たきりの高齢者や障害のある方などに、

地域・生活に密着した事業展開

「丹後福祉応援団」の事務所は改造したトレーラーハウス。旧加悦町内にあるショッピングセンター「ウイル」の駐車場の一角にあり、道路からでもすぐに目に止まると

在宅やデイサービスなどの少人数でも利用していただけるようとに小型車の「ちょきぞう」も理美容車として活動しています。

昨年には「ちょきぞう二号」が導入され、これまでのノウハウ



トレーラーハウスを改造した事務所



生活リハビリ道場のリハビリ訓練室

ここにあります。そのショッピングセンターの倉庫を改装して平成十四年十一月にはデイサービスセンター「のらくろ」がスタートしました。

元気・健康・向上心・笑いをテーマに年中無休で朝九時三十分から午後八時までオープンしています。午後八時までのオーブンとしているのも、利用者や地域のニーズから考えられた時間設定です。利用者の家族は「京都に岡田で用事を済まして帰ることができます」と大変喜ばれているようです。年中無休のため、元旦でも家にいるよりはデイサービスに行つた方が楽しいと三四名の利用者があるといいます。また、

勇気ある一步を 支える「安心」



ボランティア保険

わずかな保険料で、傷害部分（ボランティア自身のケガ）と、賠償責任部分（活動中他人の身体・財物に損害を与えたとき）が補償されます。

保険料一名につき

Aプラン 300円 Bプラン 500円

ボランティア・福祉活動等行事保険

福祉事業総合補償制度

まごころワイド

問い合わせ・申込先 もあります

(福) 京都府社会福祉協議会

京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375

TEL 075-252-6295

ショッピングセンター内という立地条件も利用者からは、「デイサービスの利用ついでにショッピングセンターで買い物ができる」と好評です。デイサービスでのメニューも趣向が凝らされ、個々の利用者が好きなことをできるだけしてもらえるような援助内容になっています。デイサービス「のらくろ」ご自慢の檜の丸風呂は利用者には大人気です。通信カラオケ、電動マージャン台も設置され、昼寝も忘れてマージャンを楽しんでおられる方もいらっしゃるようです。

地域の専門職との連携・協力

このショッピングセンターは旧街道沿いにあった地元の商店主が集まって作られました。「地元に密着したお店だからこそ理解と協力が得られた」と三井理事長は話さ

れます。デイサービスを利用す

る方が買い物に訪れ、買い物客が増えることで、ショッピングセンタにも活気が沸いています。平成十六年九月には、同じショッピングセンターの駐車場脇にある空店舗を改装して、リハビリ目的型デイサービスセンター「生

活リハビリ道場」もオープン。「生

活こそがリハビリだ」をモットーにバリアフリーではなく、「バリアありー」の在宅の環境に近い施設で、理学療法士、鍼灸師、手話通訳士、ドッグトレーナー、大道芸人、介護福祉士、看護師、栄養士など多彩な職員がかかる中で、利用者が個々の生活リハビリメニューに取り組んでいます。

このショッピングセンターには、「けり丸」「おしゃ丸」「ひき丸」「あけ丸」などのユニークな名前がそれぞれつけられています。これは、利用者の方がリハビリをイメージしたり覚えてもらいやすいように

ビリのためのマシーン（器具）には、「けり丸」「おしゃ丸」「ひき丸」「あけ丸」などのユニークな名前がそれぞれつけられています。これは、利用者の方がリハビリをイメージしたり覚えてもらいやすいように

これらは、デイサービスセンターだけではなく、居宅介護支援事業、訪問介護事業、ふとん乾燥車「ほすぞう」事業等、現在では十事業を展開しています。どの事業もサ



バリアありーの「生活リハビリ道場」

ビスを利用されている方や家族、地域の声やニーズを受けて事業が展開されてきたといいます。当初は数名でスタートしたスタッフも、三井理事長の熱意やおもいに引き寄せられ、総勢三十九名が自分の専門や得意分野を活かして各事業で活躍されています。

独自の事業展開の他にも、地元の業者との連携した住宅改修事業「もくぞうくん」、またリハビリ道場横にオープンしたパリアフリー型福祉歯科医院による訪問歯科診療事業「かむぞう」も地域で実施されるなど、業務協力による事業も実施されています。

次の事業展開に向けて

NPO法人を設立した当初は、丹後地域で初のNPO法人格を取得した団体ということもあり、「NPO」の存在がなかなか知られていなかったようです。設立当初は「事業を軌道に乗せていくまでの運営資金の確保が特に大変だった」と当時を振り返られます。地元の銀行も「NPO」とは?」から説明しなければならないなど、融資元を探すのも一苦労だったそうです。

三井理事長は、常に「地域のニーズとして何が必要なのか?」を考え、また一方で「お年寄りの尊厳とは何か?」を地域へアピールしていくといきたいとも語られています。

地域のニーズとして最も多いのは、「家で最期まで面倒を見たい」という願いだと

いいます。しかし、在宅介護を支えるサービスの中で、短期入所介護(ショートステイ)が不足しているのが現状だといいます。

「『やっかいものだから、ショートステイに行くんだ』というイメージを変えています。「十八年度には何か新しいものを作ろうと思っています。そのための十七年度は地盤固めの年です」と次年度に向けた抱負を語られています。

「こんな支援があつたら…」という高齢者や障害のある方々の願いを事業へ結びつけ、「在宅でその人らしい生活を続けていくためには?そのためのニーズは何か?」を常に問題意識として持ち続け、事業展開をされている姿がとても印象的でした。福祉の支援を必要とする人々が、気軽に立ち寄り、サービスを利用できる「福祉のコンビニ」を目指し、ますます期待が膨らみます。

丹後福祉応援団

〒629-2413

京都府与謝郡与謝野町温江仲縄12

ショッピングセンター

ウィル駐車場内

電話 0772-44-1122

FAX 0772-44-1155

平成17年4月 個人情報保護法・完全施行

社会福祉法人(施設)の 個人情報漏えい対応保険

(個人情報取扱事業者保険)



万が一、利用者等の個人情報が漏えいした場合、社会福祉法人として賠償責任を負う可能性があります。

この補償制度では、利用者の個人情報を漏えいし法律上の賠償責任を負った場合の損害賠償金等を補償します。

補償内容

- 第三者への損害賠償
- ブランド価値のき損を防止・縮減

特長

- ① 個人情報の定義を「死者の個人情報」にまで拡大
- ② 廃棄された個人情報の漏えいについても対象
- ③ 社会福祉法人(施設)の全ての業務を担保

ホームページに掲載しています。ご活用下さい。 <http://www.fukushihoken.co.jp>

——この内容は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記にお願いします。——



社会福祉法人
全国社会福祉協議会



株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

〈引受幹事会社〉株式会社 損害保険ジャパン

「京都の福祉」へのご意見、感想、とりあげてほしいテーマなどお寄せください。

京都府社会福祉協議会

TEL: 075-252-6291

FAX: 075-252-6310

URL <http://www.kyoshakyo.or.jp>

(注)本会へのご意見等は、上記URLの「お問合せフォーム」を通じてお寄せください。